

○栽培漁業とは・・・

- 1 卵から稚魚になるまでの、最も弱い時期を人の手で育て、
- 2 その魚の成育に適した場所や時期に、適切なサイズで海に放流し、
- 3 自然の海で成長したものを漁獲すること。

(例：マダイの場合)

① 種苗生産



マダイ仔魚（7mm）

得られた受精卵から、大量のふ化仔魚を管理して育てます。

② 中間育成



海上いけす

3 cm程度の大きさに育ったら、海上の生け簀で育て、自然の海で生き残れる大きさまで育てます。

③ 放流



放流時のマダイ稚魚

6 cm程度の大きさに育ったら、自然の海へ放流します。

④ 漁獲



漁獲されたマダイ

1年後には、漁獲されるようになります。漁獲されなかったものは親魚となり、次世代を生み出します。

第8次静岡県栽培漁業基本計画の策定について

○栽培漁業基本計画とは

- ・栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するため、沿岸漁場整備開発法に基づき都道府県が策定する計画。
- ・対象とする魚種の放流数量や大きさ、技術開発に関する目標や課題等を示している。

○放流対象種と研究対象種

区分	魚種	考え方
放流対象種	マダイ、ヒラメ、トラフグ、アワビ類	生産・放流技術が確立し、放流効果が判明しているもの。
研究対象種	クエ、ノコギリガザミ、クルマエビ、キンメダイ	上記の技術、効果が開発途上のもの。

○第8次静岡県栽培漁業基本計画における目標放流尾数とその考え方

(単位：万尾)

区分	第7次 (H27～R3)		第8次 (R4～8)	資源水準	放流目標数設定の考え方
	目標	実績			
マダイ	110	94	95	高位	高位の資源水準を維持するため、第7次の放流実績の数量を設定
ヒラメ	40	33	35	高位	
トラフグ	15	9	9	低位	漁業者負担を考慮し、第7次の放流実績の数量を設定
アワビ	45	27	45	低位	資源水準回復のための放流尾数を設定

○今後の予定

- ・今年度中に、「第8次静岡県栽培漁業基本計画」を策定し、公表する。